**水　泳　活　動　実　施　要　項**

当施設でのプログラムとして、水泳活動を実施する利用団体は、以下の事柄を十分理解して、安全対策に万全を期するとともに、活動の目的達成に努めるものとする。

# 【活動可能時間】

**午前　9:00～11:30　　午後　13:30～16:00**

※なお、利用者の事故防止と健康管理のため、1時間に一度（約10分間）の休憩を確保することを推奨する。

# １．基本事項

（１）水泳活動の指導と安全管理は、原則として利用団体が行う。

（２）利用団体は、水泳活動実施要項と活動資料に基づいて、周到な計画を立てる。

（３）利用団体は、実施に当たって事前に事務室に水泳活動計画書を提出し、当所職員と打合せを行う。

（４）利用団体は、当所の水泳監視担当者に水泳活動計画書を提出し、その指示に従う。

# ２．実施の概要

（１）水泳の泳力別におおむね10名程度の班を編制し、班長を決めるとともにその班の中で2～3人の

バディシステムを確立する。水泳中はもとより陸上でも常に相手を観察する。

（２）体制と役割（学校規模に応じ、以下のような体制の確立を図る）

●全体総括・参加者の決定

●指導計画・指導用具の準備及び安全管理

●監視役割分担監視員への指導

●班の編制及びバディシステムの確立

●班の把握

●使用用具の管理

●陸上より監視し安全管理に努める

　海上（浮き台）より監視し安全管理に努める

●健康観察を実施し、総括責任者に報告する

●活動中に発生した傷疾病者の応急処置とその後の管理

# ３．安全管理

（１）健康観察の励行

（２）監視体制の確立（事故発生時には、総括責任者は状況を把握し、救助の的確な指示を出す。）

（３）水泳活動時間の順守

（４）健康管理と安全確保

・水泳活動前には、準備運動をしっかりと行う。

・保温のため、バスタオル・上着等を浜に用意しておく。

・水からあがった際には、ただちにバディで相手の安全を確認する。

# ４．緊急時の連絡体制

**水　泳　活　動　計　画　書 （届）**

平成　　　年　　　月　　　日

国立若狭湾青少年自然の家 所長　殿

利用団体名

代表者氏名

　下記の要領により、水泳活動を行いますので届けます。なお、活動中の傷害等については、当方で

責任を持ちます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 活動時間 | 【活動可能時間】午前 ９：００～１１：３０午後 １３：３０～１６：００　　　月　　　日　　　　　時　　　分　～　　　時　　　分　　　Ａ　・　Ｂ　　　　　　　　　　　時　　　分　～　　　時　　　分　　　Ａ　・　Ｂ |
| 人　　員 | 活動予定者 | 見学者 | 合計 |
| 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 総括責任者 |
| 指導担当責任者 |
| 陸上監視担当者 |
| 看護担当者 |
| 以下のものを使用される際には、□にチェックを入れてください。□ライフジャケット　　□浮き輪　　□その他、浮力補助具など（　　　　　　　　　　　　） |
| 特に配慮を必要とする児童･生徒等をお知らせください。なければ、「なし」とお書きください。 |